

主 文
本件控訴を棄却する。
理 由

本件控訴の趣意は、東京地方検察庁検察官検事高橋正八の控訴趣意書に記載されたとおりであり、これに対する答弁は弁護人渡辺正雄、西村昭、金城睦、佐々木恭三連名の答弁書に記載されたとおりであるから、それぞれこれを引用する。

検察官の控訴趣意は、原判決は、被告人四名に対する本件住居侵入及び傷害の公訴事実につき

被告人ら四名を含むA連合会B支部連絡会の者たち二〇数名が昭和四〇年五月一日、東京都中央区a b丁目c番地dビルe階C株式会社D支社に同支社技術課員Eに対する支社側の顛末書提出要求問題についてこれがEに対する不当な処分にながらおそれがあるとする見地から抗議におもむき午後〇時一五分頃から四五分頃まで約三〇分間、支社側の意思に反して同支社事務室にふみとどまり、その間被告人Fが同支社総務課長兼技術課長Gの前で右B支部連絡会のC株式会社社長に対する抗議文を朗読していた際、Gが突然フラッシュをたいてその状況を写真撮影したこと、被告人らが肖像権などをたてにそれに抗議し、そのフィルムの破棄ないし引渡を要求したが、Gに拒否されたため、同人の手からカメラを取り上げようとしてもみあい、その際同人の右拇指等に軽微な傷害を負わせた、との事実を認めながら、そのうち不退去の点については

(1) 被告人らの本件抗議行動は、憲法上その存立を保障された労働組合としての正当な目的に出た、ある程度やむを得ない行動であつたこと、

(2) 目的が抗議文手交のためであつたこと、

(3) 支社事務室は比較的自由に出入できる構造で従来同所への出入に関してトラブルが起つたことはなかつたこと、

(4) 支社の業務に格別の支障を与えていないこと、

(5) 事務室の平穩を乱そうとする積極的意図がなかつたこと、

(6) H課長らがすげない態度で退去を要求したこと、および双方の利益の比較

などを総合して考えると、結局「不退去罪として処罰するほどの違法性を備えていないとの法的判断をし、また傷害の点については

(1) 写真撮影は顔写真をとつたもので明らかに挑発的であつたから相手に強い不安を抱かせ、被告人らがフィルムの破棄ないし引渡を要求したのは当然であつたこと、

(2) 右要求に応じない場合フィルムを渡せといつてカメラに手をかけひつぱる程度のことは、とくに常軌を逸した行動ではないこと、

(3) 僅かでも傷を負わせたことは遺憾で被告人らに強い反省が望まれるが、Gの身体に対する積極的暴行の意思はなかつたこと、

(4) Gは別に助けを求めていること、

(5) 被告人らは労組のリーダーで、刑罰法規に触れるような行為は従来からさし控えていたこと、

(6) 傷害の程度がきわめて軽微なものであつて日常生活に支障がなかつたこと

などを総合すれば「有形力の行使により発生した軽微な結果を、単に外形的にとらえ、傷害罪として処罰するのは、刑法第二〇四条の立法趣旨及び法秩序全体の精神に照らし相当でない」こと、

を理由として、いずれも無罪である旨言い渡した。しかしながら、原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認及び法令の解釈適用の誤りが存するから、到底破棄を免がれない。すなわち、

不退去の点(論旨第一点)については

1、A連合会B支部連絡会は、単なる連絡機関であつて労働組合ではなく、団体交渉権をもたないものであるから、C株式会社D支社側は本件抗議交渉に応ずべき義務はない。2、Eに対する支社長Iの顛末書提出要求は同人がメーデーに参加したこととは関係なく、昭和四〇年五月一日に予定されていた電波法に基づく免許切替えのための郵政省電波管理局放送業務課と支社との打合せ事務をEの都合により延期するよう電波管理局当局に働きかけてその予定を変更させ、よつてC株式会社の信用を失墜させたことに基づくものであるから、B支部連絡会のこれが撤回要求は、社内問題に不当に容喙したものである。3、五月一〇日以降本件の前日まで再三に亘つて行なわれたB支部連絡会の支社に対する交渉は執拗かつ不当な抗議、

昭和三十八年、支社の不利益をなくすために設けたものではないことと、当審において提出された支社がその存在を知らなかつたことにより、支社の同課長Gの原審及び再免許申請手続について、五月一日朝、追加記入事務は行なうべき旨を察知し、自ら五月一日の追加記入事務を中止し、

1、A連合会B支部連絡会は労働組合法第五條に定めらる労働組合の労働者に対する手当その他の恩恵を有し、単一主体となることにより、業務を遂行し、その利益を享受するものとする。支社がその存在を知らなかつたことにより、支社の同課長Gの原審及び再免許申請手続について、五月一日朝、追加記入事務は行なうべき旨を察知し、自ら五月一日の追加記入事務を中止し、

2、支社の同課長Gの原審及び再免許申請手続について、五月一日朝、追加記入事務は行なうべき旨を察知し、自ら五月一日の追加記入事務を中止し、

昭和三十八年、支社の不利益をなくすために設けたものではないことと、当審において提出された支社がその存在を知らなかつたことにより、支社の同課長Gの原審及び再免許申請手続について、五月一日朝、追加記入事務は行なうべき旨を察知し、自ら五月一日の追加記入事務を中止し、

昭和三十八年、支社の不利益をなくすために設けたものではないことと、当審において提出された支社がその存在を知らなかつたことにより、支社の同課長Gの原審及び再免許申請手続について、五月一日朝、追加記入事務は行なうべき旨を察知し、自ら五月一日の追加記入事務を中止し、

昭和三十八年、支社の不利益をなくすために設けたものではないことと、当審において提出された支社がその存在を知らなかつたことにより、支社の同課長Gの原審及び再免許申請手続について、五月一日朝、追加記入事務は行なうべき旨を察知し、自ら五月一日の追加記入事務を中止し、

昭和三十八年、支社の不利益をなくすために設けたものではないことと、当審において提出された支社がその存在を知らなかつたことにより、支社の同課長Gの原審及び再免許申請手続について、五月一日朝、追加記入事務は行なうべき旨を察知し、自ら五月一日の追加記入事務を中止し、

のであること、この疑いが濃厚であり、さすればEの連絡によるものとはいえ、同人が
支部連を通じNに働かせ事務を延期せしめ電管局において社内秩序を乱し、その再免
墜したとすからこの間の経緯を聴取し、右支連の提出命令を命ずる理由も薄弱であ
員を妨害するため、ことと定めてメーデーに参加したことをとらえて、同人が支部連
の期日を五月一日と定めてメーデーに参加したことをとらえて、同人が支部連を通じ
メーデーに参加したことをとらえて、同人が支部連を通じ電管当局に右期日延期の働
きかけをしたものとして同人を処分することにあるものと思惟し、顛末書要求を拒
否したEを支援し、支社に抗議してその提出命令撤回方を要求するたため本件抗議
動に出るに至つたのは無理のないところであつて、その動機、目的において非難す
べきものはなく、支社はその交渉に應ずる義務があつたものといわなければなら
ない。

3、五月一〇日以降屋間或いは夕刻、被告人ら支部連の者によつて連日のよう
に支社側に対して行なわれた顛末書提出命令撤回要求の行動は双方の主張が併行線
を辿り、回を重ねるに従つて、次第に激化しこの交渉がやや執拗に行なわれ、興奮
の余り、威圧的な言辞、粗野な挙動にわたり、支社側においては、事態の推移を憂
慮し警察署に連絡するなどのことあつた事実はこれを認めることができるが、既
に説明したように支部連が支社に対し団体交渉権をもつものとする以上は支社は支
部連との交渉に應じなければならず、当事者双方が各自の主張、要求をもつて相対
立する場合において、かかる事態を生じたとしても、これはかかる交渉の性質上、
ある程度やむを得ないところであつて、直ちにこれをもつて法秩序の認め
に達したものと解し得ない。

4、しかしC本社は支部連側の再三の抗議行動の態様経過にかんがみ、五月一
日に至り爾後E問題に関する交渉は本社において直接これを行なう旨支社を通じ
て支部連の者に通告したので、被告人らは、本件当日（五月四日）は、既に顛末
書提出命令撤回要求が支社を相手方としては行なうことができず、またその目的を
達し得ないことを知つて交渉の方針を変え、C本社R社長宛のE問題に関する抗議
文を持参してこれを読み上げた上、支社を通じて本社に送付させるのを目的とし
て支社に赴いたものであり、被告人L、同S、同Fを含む支部連のもの二〇数名は同
日午後〇時一五分頃からそれぞれ支社事務室に入つたが、被告人Jはこれに当初か
ら加わつてはならず、後に被告人Fが抗議文を朗読している際に遅れて到着したも
のと認められ、このことは、被告人Jが原審第二五回公判及び当審第一二回公判に
おいて供述するところであり、これに反する証人G、Hの各証言は咄嗟の事態の正
確な認識に欠けるものがあつて直ちに措信し得べきではない。

〈要旨第一〉しかして、日常における他人との交渉はその住居、事務所等に赴いて
行なわれることが多く、その交渉は弁〈要旨第一〉済の督促、取引における相手方
の不誠実の指摘等居住者において快しとしないものがあるが、これは交渉に伴う必
要避くべからざる結果であるから、住居への立入りは相手方の意思に反するからと
いつて直ちに刑法第一三〇条前段の住居侵入罪を構成するものではない。行為者の
目的、侵入の態様、居住者の意思に反する程度等具体的事情の考慮が必要であつて
これらを総合して住居等の平穩が乱されたかどうかを決定しなければならぬ。況
んや既に適法に住居或いは事務所内に入つている者の行為が同条後段の不退去罪を
構成するかどうかは、行為者の滞留の目的、その間になされた行動、居住者の意
に反する程度、滞留時間等を具体的に考慮し、滞留の時間と滞留権との釣合
いにおいて住居等の平穩が乱されたかどうかによつてこれを決すべきものである。
被告人らの入室後の行為について見るに、先に到着入室した者らがカウンターの
ところで被告人Lを中心として来者を告げ抗議文の受理、本社宛送付方を求めた
ところ、応待に出た編成課長H、次いでGがそれぞれ支社は交渉相手とならない旨
を告げて退去を求め、抗議文の受領をも拒否したので、このときから支部連側の者
から不穏当な言辞が発せられ、支部連のものはなお室内に止まつて同様の要求を
繰り返したところ、G、Hは再び退去方を求めて応待を打ち切り、各自席に戻つて
行つたのでLら支部連の者はそのあとを追つてカウンター内に入りG課長の席に
近づいて同人を取り囲み、抗議文の受領朗読を拒否するGを自席に着席させ、Lが
Fを促して抗議文を朗読せしめるに至つたものであつて、入室後この時点に至る
まで約五分間に亘る被告人らの、事務室内滞留及び、その間の行動は平穩を欠
れを社会通念上相当な行動であるといふことはできないところであるが、既に述

から退去しなかつた行為は刑法第一三〇条所定の違法性を備えていないと認めらるるの
が相当である旨判示したのことは、その構成要件に該當するとの結論が誤つては、原則として、
せられないし、構成要件に該當するとの結論が誤つては、原則として、
さえずれば構成要件に該當するとの結論が誤つては、原則として、
を誤るとしたものであるからその結論が誤つては、原則として、
適用を誤った旨の(1)の論旨は採用できず、従つてまた違法性阻却事由がない旨と
の「2」の論旨もまた採用の限りではない。以上認定の事実は、原判示認定の事
異るところがあるとしてもこれが判決に影響を及ぼすところはないからこの
旨は理由がない。

〈要旨第二〉次に、傷害罪の成否に関して、先づGの写真撮影行為の適否について
考察するに、憲法第一三条の保障する個人の私生活上の自由の一つとして
して何人もその承諾なしにみだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有する
ものというべきであるが、その自由も公共の福祉のため必要ある場合には相当の制
限を受けることは同条の規定に照らして明らかである。そして犯罪の捜査をす
るとは公共の福祉のため捜査官に与えられた国家作用の一つであり、これと並
で現に犯罪が行なわれ、もしくは行なわれた後間がないと認められる場合
でも現に犯罪が行なわれ、もしくは行なわれた後間がないと認められる場合
で、しかも証拠保全の必要性、緊急性があり、かつその撮影が一般に許容され
度を超えない相当な方法で行なわれるならば、裁判官の令状やその者又は犯人
意なしに適法に犯人の容ぼう等のほか、犯人の近辺にいたため除外できない
ぼう等を撮影することができるといわなければならない。しかもかかる場合
写真撮影は現行犯人逮捕の場合と異り、直ちに犯人の身体に拘束を加えるもの
なく、写真を後日犯罪の存否究明の資料に供するためにするに止まるものであ
ら、必ずしも何人にも現に犯罪が行なわれていることが疑いを容れない程度に
な場合でなければならぬものではなく、社会通念に照らして犯罪の疑いある行
が現に行なわれており、撮影者もまた犯罪の疑いある行為が現に行なわれて
のと認められた場合においても、また刑事訴訟法第二一七条の制限にかかわり
をすることができると解するのが相当である。これを本件について見ると、G
等は、支部連の者が来室した当初から応待並びに抗議文の受領を拒んで退去を
ていたのに、これを無視して抗議文の受領、取次ぎを執拗に要求しながら二〇
の者がGの後を追つてカウンター内に入り、或る者はGに対し罵声を発したりし
がらGの自席(事務机)の所まで来てGを取り囲み、Gを着席させなどの上、
Lの指示によりFが抗議文の朗読を始めたのであつて、その行為はGらの意思に
し執拗、強要の嫌ひがあり、社会通念上は、不退去罪等の現に行なわれている
の存する客観的状況であり、Gにおいて被告人Fを含む支部連の者二〇数名の
者の室内滞留行為に困惑し、たとえ抗議文朗読中は一時静粛であつたとしても、
室後この時点までの一連の行為が社会通念上常軌を逸して不当であつて不退
を現に行なつていることの疑いがあるものと考えたとしても無理からぬところ
つたというべく、同人はかかる状況下において、H課長に示唆され、支部連の
右滞留行為中の一時点の状況の証拠を保全するため、前旦I支社長から命ぜら
準備していたストロボつき写真機を取り出し、抗議文を朗読中の被告人Fの二、
米前から同人を中心とする来室者の写真を、フラッシュをたいて撮影したも
つて、その主観的意図においては故らに被告人Fの人格権を侵害する意図をも
同人の顔写真をとつたものとは認められないから、被告人Fらの来室後抗議文
朗読に至るまでの滞留行為につき住居侵入乃至不退去罪の成立の認め難いこ
示のとおりであるとしても、これに対する証拠保全の意図に出たGの右写真
為は適法であるというべく、およそ一般人の出入する場所で一定の主張に基
行動を行なう者は、一般人から認識されることを当然予定しているものとい
く、これが写真のフィルムやテープコーダ等に記録されることだけを拒否する
利があるものとは解し難いところであるから、被告人Fらは右Gの写真撮影を
し又は撮影したフィルムの引渡を求め権利を有しなかつたものといわなけれ
らない。しかしながら上記のような複雑な事実関係を背景とする労使間の紛争
において、支部連の者らにつき未だ住居侵入ないし不退去の罪の成立を認め
況の下で、同人らの当面の応待の相手方である支社側責任者Gが、突然二、三
トルの至近距離からフラッシュをたいて抗議文を朗読中の被告人Fらの容ぼう姿

取する意思をもつてこれを一同に諮つたものとは認められないから被告人Fの右暴行ないし傷害罪の教唆ないし共謀による共同正犯の罪責もこれを問うことはできない。被告人SはGの事務機とI支社長の事務機との中間辺りに位置し、被告人Fのカメラ奪取当時は、それ以上Gの方に近付いていなかったものと認められるから、原判決認定の如くGのひじを押えてGの席の方へ押し出すなどしてもみ合い、カメラ奪取の行為に加功したものと認められない。

従つて傷害の点については被告人L、同J、同Sはいずれも犯罪の証明がないものといわなければならない<要旨第三>い。さればカメラ取上げのため有形力行使したのは被告人Fのみの行為であると認められ、しかして右は</要旨第三>正当の理由なき有形力の行使であること前示のとおりであるから客観的には暴行罪の構成要件に該当する違法な行為たるを免がれないのであるが、前示のとおり、右有形力の行使は、被告人FにおいてGの写真撮影が違法な行為であると誤信し、これが被告人F等の権利を侵害し、又は侵害する現在急迫の危険があり、これを排除して自己の権利を防衛するためフィルム引渡を求めざるを得ないところと信じてなしたものと認められ、同人がその状況下においてかく信じたのは無理からぬところと考えられるので、その所為はいわゆる誤想防衛行為に該当し、暴行罪の故意責任を欠くものといふことができる。しかしながらGはよつて軽微な傷害を受けたものであるから過失傷害の成否につき検討すると被告人FはGの写真撮影行為を急迫不正の侵害と誤認したことにつき前示事実経過に照らし、過失の責むべきものありとも認め難いから訴因の追加、変更の措置をとるまでもなく、Gに対する傷害の行為は、被告人Fについても犯罪の成立を認め得ないものといわねばならない。されば本件傷害の公訴事實は被告人四名につきいずれも犯罪の証明なきに帰し、原判示認定事實は以上の諸点において当裁判所の認定するところと異なるものがあるが被告人四名につき傷害罪の成立を否定すべきものとする点においては当裁判所の判断とその軌を一にして正当であるから、右事実の誤認は判決に影響を及ぼすところはないものといわなければならない。それ故本論旨もまた理由がない。

よつて本件控訴はいずれもその理由がないから刑事訴訟法第三九六条に則り、これを棄却すべきものとし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 遠藤吉彦 判事 青柳文雄 判事 菅間英男)